



シリーズ

知的財産って、なんだろう？

知的財産権基礎講座

●知的財産権 = 「アイデアや表現は考えた人のもの」という権利

人の知的な創造活動から生まれたアイデアや情報などで、経済的な価値を持つものを「知的財産」と言います。この知的財産を、発案者や著作者が独占的に使用する権利が「知的財産権」です。知的財産権には産業の発展を目指す産業財産権と、文化の発達を目的とする著作権等があります。

知的財産権

産業財産権

著作権等

◎特許

発明と呼ばれる比較的レベルの高い新しいアイデアに与えられます。物と方法の2タイプがあります。

◎実用新案

物の形・構造・組み合わせなど特許ほど高度ではない考案に与えられます。小発明とも呼ばれるものです。

◎意匠

物の形や模様など、デザインに対して与えられます。

◎商標

商品・ブランド名やロゴなど、自分が扱う商品やサービスを他人のものとは区別するマークに与えられます。

◎著作権

思想や感情を創作的に表現した作品（文学・学術・美術・音楽・コンピュータプログラム等）を保護します。

◎商号

商業活動を行う上での自己を示すために用いる名称、社名などを保護します。

◎商品化権

キャラクターに関する著作権・意匠権・商標権に基づき、キャラクター商品を作成できます。

●産業技術を発展させる「特許権」

時間と費用をかけて築いた発明や信用などの盗作や盗用を防ぎ、産業の発展を促すのが産業財産権（特許権・実用新案権・意匠権・商標権）です。特許権はその代表で、産業に役立てることのできる、自然法則を利用した高度な技術的思想の創作が対象です。発明者の苦心の研究成果を保護するとともに、優れた技術知識を公開することで、知識の宝庫をより豊かにし、技術や産業の進歩・発展に貢献していくことが特許制度の目的です。

●文化的な社会をつくる「著作権」

産業財産権の他にも、さまざまな知的財産を保護する権利があります。著作権は文化の振興を目的とした身近な権利です。著作権は著作物を創作した人の利益を守る権利で「思想または感情を創作的に表現したもの」で「文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属する」ものを創作すれば自動的に発生します。定められた例外を除き、他人の著作物を利用するときは著作権者の許可を取らなければなりません。

「自由利用マーク」とは？

★著作物を創った人（著作者）が、自分の著作物を他人に自由に使ってもらってよいと考える場合に、その意思を表示するためのマークです。
★どんな利用ができるかは、マークによって異なります。

……………「自由利用マーク」には、次の3つの種類があります。……………

「プリントアウト・コピー・無料配布」OKマーク

「プリントアウト」「コピー」「無料配布」のみを認めるマーク



コピーOK

●変更、改変、加工、切除、部分利用、要約、翻訳、変形、脚色、翻案などは含まれません。そのまま「プリントアウト」「コピー」「無料配布」をする場合に限られます。
●会社のパンフレットにコピーして配布することなどは、営利目的の利用ですが、無料配布であればできます。

「障害者のための非営利目的利用」OKマーク

障害者が使うことを目的とする場合に限り、コピー、送信、配布など、あらゆる非営利目的の利用を認めるマーク



障害者OK

●変更、改変、加工、切除、部分利用、要約、翻訳、変形、脚色、翻案なども含まれます。

「学校教育のための非営利目的利用」OKマーク

学校の様々な活動で使うことを目的とする場合に限り、コピー、送信、配布など、あらゆる非営利目的の利用を認めるマーク



学校教育OK

●変更、改変、加工、切除、部分利用、要約、翻訳、変形、脚色、翻案なども含まれます。